

東近江市

公立学校情報機器整備事業に係る
各種計画について

東近江市教育委員会

本計画の策定について

本計画の策定について文部科学省は以下のように述べている。

GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台端末（以下「端末」という。）の整備については、令和元年度補正予算及び令和 2 年度補正予算により、国費を投じた整備の前倒しが行われた。

これにより令和 3 年度末にはほぼすべての地方公共団体において端末整備が完了したが、端末の利活用の状況については地域間での格差が存在し、また、ネットワークに関する課題や、校務におけるクラウド活用に関する課題なども見られるところである。

今般の端末の整備・更新は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（令和 5 年 11 月閣議決定。以下「経済対策」という。）に基づき実施されるものであるが、ここでは「大宗の更新が終了する 2026 年度中に、地方公共団体における効率的な執行・活用状況について検証するとともに、次期更新に向けて、今後の支援の在り方を検討し、方向性を示す。」とされており、今後も GIGA スクール構想を安定的に実施し、個別最適な学びと協働的な学びの充実に資するためにも、端末の日常的な利活用を実現する必要がある。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は、令和 5 年 12 月に「教育 DX に係る KPI の方向性」を示したところである（別紙 1 参照）。「教育 DX に係る KPI の方向性」は、今後専門家や地方教育行政関係者の意見も聞いたうえで令和 5 年度中を目途に確定させる予定のものであり、令和 6 年 1 月段階ではたたき台としての位置付けに留まるが、令和 8 年度（2026 年度）の検証に当たっては、文部科学省と地方公共団体の双方において、多額の公費によって整備された端末の活用状況に関し説明責任を果たしつつ、次期更新に向けた今後の支援の在り方の検討につなげていく必要があると考えている。

こうした状況を踏まえ、今般の端末の整備・更新においては、都道府県及び市町村においても端末の利活用の促進及びそのために必要な整備等を内容とする計画を策定・公表すべきことを補助の要件として定めたところである。

本市は、GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台端末の整備は、令和 2 年度末に完了している。しかし、端末の利用状況には学校間に差があり、ネットワークやクラウド活用に関する課題も見られます。また、端末の利活用促進と必要な整備を含む計画を策定・公表することが補助の要件となっている。

本市においても GIGA スクール構想を安定的に実施し、個別最適な学びと協働的な学びの充実に実現に向けて、端末の日常的な利活用を実現するため本計画を策定することとする。

(別添 1)

【東近江市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	9,068	8,907	8,649	8,396	8,146
② 予備機を含む 整備上限台数	10,428	10,243	594	303	15
③ 整備台数 (予備機除く)	0	8,907	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	8,907	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	102%	107%	109%
⑥ 予備機整備台数	0	445	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	445	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	4.75%	0%	0%	0%
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する (端末の整備・更新計画の考え方) 基本的に 5 年更新ですすめる。 (更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について) ○リユース、リサイクル ・学校の多様な職員や、教育委員会事務局用として再利用 ・遠隔授業実施のカメラとしての活用や、特別教室(図書室等)や通級指導教室などの学校内で再利用 ○処分について ・新規購入端末の使用開始後、使用済み端末は事業者にてデータの消去と端末の処分を委託して行う。					

(別添2)

【東近江市】
ネットワーク整備計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合	35.4%	35.4%	100%	100%	100%
アセスメントの実施有無	無	有	無	無	無
現在、推奨帯域に対してネットワーク速度が確保できている学校は市内31校中11校で35.4%である。 (必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール) (1) 課題特定スケジュール 令和7年度上半期にネットワークアセスメントを実施し、課題の特定を完了させる予定とする。 (2) 改善スケジュール 令和7年度上半期のネットワークアセスメント結果を踏まえて、改善策を検討し、実行できる改善策から順次実施していく。また、大規模な改善が必要となるものについては、令和8年度に実施する。					

(別添3)

【東近江市】

校務DX計画

本計画は、東近江市の校務DX化を推進するにあたり、「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」による自己点検の結果から、教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で、障害となる課題を解決するためのものである。主に取り組むのは以下のとおりである。

(1) クラウドツールの活用推進による校務のデジタル化

本市は、全職員にMicrosoft365のアカウントが付与されており、クラウドサービスを使用できる環境にある。以下の内容を重点的に推進し校務のデジタル化を進めていく。

① 教育委員会でのクラウドサービス活用の推進

現在、クラウドサービスの活用を推進するため、教育委員会からの調査やアンケート、報告文書等のクラウド活用を少しずつ進めている段階である。どのような活用の方法が一番学校の職員に負担がないかを試行錯誤しながら、より効率の良いクラウドサービスの活用方法を検討している。その際、個人情報等の取扱いについてのルールを検討し整えていく必要がある。また、各種団体から保護者へ配布されるチラシ等については、教育委員会で集約し、1か月に数回データで配信することとし、ペーパーレス化や教員の業務軽減につなげていく。

② 学校でのクラウドサービス活用の推進

現在は多くの学校で、「電子会議室等を利用した会議」や「欠席・遅刻・早退連絡や保護者へのアンケート」、「保護者への連絡文書、家庭訪問や懇談の日程調整」などにクラウドサービスを活用し、業務の効率化や保護者の満足度の向上、ペーパーレス化につながっている。しかし、学校間や学年間、教員間での活用の差が大きく、教員の個々の能力に任せている状態である。そのため、先進校の事例紹介やよりよい活用の仕方や情報セキュリティの研修を実施し、推進を進めていく必要がある。

(2) 次世代校務支援システムへの移行

現在の校務支援システムはオンプレミス型を導入している。令和10年度に更新時期を迎えることから、クラウド型の次世代校務支援システムへの移行に向けて、令和7年度から県や県内市町の動向を踏まえながら検討を始める。その際、クラウド型、ロケーションフリー、セキュリティ対策の視点から検討し、令和9年度には新たに導入する次世代校務支援システムを選定する。また、現在の運用ルールでは、セキュリティの観点から校務支援システムの学校外での使用を認めていないため、クラウド利用に合わせた情報セキュリティポリシーの改訂が必要である。なお、新システムの導入に当たっては、職員が戸惑うことなく円滑に新たなシステムに移行できるように計画的に研修を実施していく必要がある。

(3) その他の校務DX化の推進

① ペーパーレス化への取組

会議や研修の資料は、Microsoft365や業務支援ソフトデスクネッツでデータ配付や共有することで無駄な印刷を減らすように努めている。また、プリント学習からデジタルドリルでの学習を推進し、ペーパーレス化と業務の軽減を進めていく。

② 不要なFAX・押印の廃止に向けた取組

現在市内全小中学校でFAXを使用している。国の動向を見極めながら、段階的にメール等に移行できるものを検討し、現場に過度な負担がかからないようにFAXの段階的な廃止を進めていく。押印については、現在押印の必要なものの中から、押印が必要なものと不必要なものを分け、不必要なものについては直ちに廃止していく。押印が必要なものについても、様式の変更や押印が不必要でも良いルールやシステムを検討していく。

③ 研修のオンライン化に向けた取組

現在、市が主催している研修は集合型がほとんどである。今後は研修の効果だけを考えるのではなく、集合型とオンライン型、ハイブリッド型など、研修の効果と効率性といった業務軽減の視点も取り入れ、様々な形式の研修を開催していく。

(別添4)

【東近江市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

すべての児童生徒が誰一人取り残されず、一人ひとりが資質・能力を最大限に伸ばし、夢や希望を実現し、たくましい人生を切り拓ける子どもを育成するために、本市の小中学校では、「子どもの生き抜く力を育む教育」を目指して、成長段階に応じた教育を促進している。将来の予測が困難な社会において情報を主体的に捉え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力及び確かな学力の育成が不可欠である。そのために1人1台端末を始めとするICT環境によって「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指していく。

「個別最適な学び」の実現のためにICTの特性を最大限に活用することが不可欠である。児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるように、児童生徒の実態に応じた学習が必要である。更には、発達段階や個々の特性、不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど様々な教育ニーズを持つ児童生徒であっても、誰一人取り残されず、子ども一人一人の可能性を引き出すための学習ができることを目指していく。

また、「協働的な学び」の実現のために、1人1台端末を活用することが有効である。端末を活用することで、児童生徒が自分の意見をまとめ、交流し合ったり、自分だけでは気づくことができない多様な考えに触れたりできる。協働的な学びを通じて、他者を価値ある存在として尊重し、自己の考えを広げ高めながら、社会性や協調性も養われることを目指していく。

一方で、ICTの活用が日常的になるにしたがって、SNS利用等に伴うトラブルに巻き込まれたり、インターネットを利用し調べる学習等で、著作権等の他人の権利を侵したりすることや、長時間の利用における視力低下などの心身の健康面への影響といった、負の側面にも配慮が必要である。情報を正しく安全に利用するための情報モラルや情報リテラシーの習得も目指していく。

東近江市では「第2期東近江市教育振興基本計画」を基本理念とし、確かな学力の向上に向け、ICTを活用した学習環境の整備により、情報活用能力を育成することは有効であると期待している。これらを踏まえて、次世代を担う児童生徒の育成のためにICTを活用した教育の充実を推進していく。

2 GIGA第1期の総括

本市では、令和2年度中に全教室に通信速度1Gbpsの無線LAN環境を整備、児童生徒に1人1台端末の配備とMicrosoft365のアカウントを付与し、令和3年度から使用

を開始した。また令和3年度中に全教室に通信速度10Gbpsの無線LAN環境を整備し市内全小中学校でGIGAスクール構想の実現に向けた校内ネットワークを整備した。

1人1台端末の利活用促進のために、有効なデジタルアプリの導入、ICT推進委員会での取組、持ち帰りの推進などの3点を中心に様々な手段を講じた

1点目の有効なデジタルアプリの導入は、教育委員会で有効なアプリの検証を行い、市内全体へ周知した。導入するアプリは、子どもの考えを共有しやすいアプリを中心に選定した。またICT関連以外の研修でも実際に活用し体験する研修スタイルで行ったことで多くの学校に広がり活用されている。以前は、教師だけがタブレットを活用する授業が多くみられたが、今では、子ども達も活用する授業が中心となっている。

2点目のICT推進委員会では、デジタルドリルの効果的な活用、ICTを活用するにあたっての情報モラルの育成、発達段階におけるICTスキルの育成をテーマに研究し、教員間で有効な実践を広げICT活用の推進を図った。

3点目のタブレット端末の持ち帰りについては、令和5年度までは、タブレットの持ち帰りがなかなか進まず、多くの学校で持ち帰りが実現できていなかった。児童生徒が家庭でもデジタルドリルなどの学習ツールを使用できる機会を保障することや、家庭学習の幅を広げること、また、学級閉鎖等の家庭学習にも有効であるため、令和6年度から持ち帰りを推進している。持ち帰りを進めるに当たっては、要綱の改正や家庭にインターネット環境がない児童生徒でも学習できるアプリの導入などを行った。その結果、多くの学校で持ち帰りが進み、学習の充実だけではなく、教員の働き方改革にもつながっている。

以上のように、1人1台端末の利活用が促進されているが、一方で学校や学年、教員によってICT活用の差が大きい現状があり課題となっている。そのため学校ごとの状況を分析し、研修の充実や指導主事の訪問回数を増やすなど、様々なサポートを検討・実施していく必要がある。また、活用が充実している場合においても、情報モラル教育の充実が図れるように教育委員会からの出前授業や有効な実践の共有などを行い、教員へのサポートを行っていく必要がある。

3 1人1台端末の利活用方策

本市では、令和7年度に端末の更新を行い令和8年度から新たな端末の利用を開始する予定である。また、令和7年度にネットワークアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、順次改善策を検討し令和8年度に改善策を実施していく予定である。これらの環境整備に合わせ、1人1台端末の利活用についても以下の内容で進めていく。

① 1人1台端末の更なる積極的活用

授業での更なる積極的な活用に向けて、有効なアプリの導入を進めていく。また、導入するだけでなく、教員のICT活用指導力向上のための教員のレベルに合った研修を行ったり、本市の「三方よし学力向上学校訪問」を通して各校のICT活用指導力の向上につながる指導助言を行ったりしていく。

併せて、児童生徒が学習者用デジタル教科書やデジタルドリルが活用できるように効果的な活用方法を共有したり、実践的な研修を行ったりしていく。そのことで、授業での積極的な活用により、児童生徒の活用力を高め、家庭での持ち帰りにおいても積極的に活用できる児童生徒を育てていく。

② 個別最適・協働的な学びの充実

「個別最適な学び」の実現のために、児童生徒一人ひとりが自分の特性や理解度、進度に合わせ、学習が進められるようにデジタルドリルを活用したり、自分にとって最適な学び方が選べる学習者用デジタル教科書の活用をしたりできるように進めていく。

「協働的な学び」の実現のために、共同編集や他者参照ができるアプリを効果的に活用し、自分の考えをまとめたり表現したりし、児童生徒同士の交流から学びを深めたりできる授業づくりを推進していく。また、アプリの効果的な使用方法の研究を進め、市内に共有していく。

③ 児童生徒が誰一人取り残されない学びの保障

現在、本市では「誰一人取り残さない学びの保障」の実現のために、不登校や病気療養により欠席した児童生徒や、教室ではなく別室での学習を選択している児童生徒に対して本人の希望に応じて授業配信を行っている。ただ、ビデオカメラの数に限りがあり、すべての教室で実施することはできていない。今後は、更新対象端末を有効的にリユースし、各教室に配置することで、いつでも授業配信ができる環境を整える。

また不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど様々な教育ニーズを持つ児童生徒の学びの保障に向けて、デジタルドリルや翻訳機能など様々なアプリを活用し、学びを充実させていく。